

# 中国ビジネス環境改善への提言

2017年11月  
日中経済協会事務局

本ペーパーは、2017年度日中経済協会合同訪中代表団アンケートを通して中国でのビジネス環境改善の要望事項を集約し、日中経済協会賛助会員企業の意見交換などを経て、商務部をはじめとする中国国務院関係部門、地方政府など関係機関への提言として取り纏めたものです。日中経済協会は、商務部との更なる実務交流と協働を通して、中国のビジネス環境が継続的に改善され、新たな日中ビジネスのグローバル・パートナーシップの深化・拡大に貢献し得ることを願っています。

## 《提言の三大重点》

### 1. 更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

従来課題とされてきた、中国の行政管理制度による規制と行政手続きの煩雑さ、制度構築・運用の不透明性などは、数年来改善されてきていますが、まだ多くの課題が残されており、多種多様なビジネスにおける進捗阻害、コスト増大要因となっています。更なる規制緩和、手続きの簡素化及び運用の透明性向上を図って頂くよう提言します。（詳細は4～6頁参照）

### 2. 知的財産権保護の徹底・拡充

日中両国の発展には次世代先端技術の交流が重要となっていることから、その前提となる知的財産の保護とその徹底をお願いしたいと思います。内外・規模の大小を問わず、長年開発した技術・ノウハウは、企業の存続に関わる重要な財産であり、新たな産業協力の展開に当たり、ビジネス現場の知財権保護徹底を共通認識とする機会を商務部のもとでも拡充していただくことを提言します。

（詳細は7頁参照）

### 3. 日中社会保障協定の早期締結

日中社会保障協定は、目下交渉中と承知していますが、両国企業の事業コスト増大を回避するため、早期締結をお願いするとともに、締結までの間の経過措置として、二重負担となる社会保険料納付を免除していただくことを提言します。

（詳細は7頁参照）

## 目 次

前年度提言からのレビュー .....	3
1. 更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上 .....	4
2. 知的財産権保護の徹底・拡充 .....	7
3. 日中社会保障協定の早期締結 .....	7
4. 情報セキュリティ .....	7
5. 環境規制への対応 .....	8
6. 貿易・関税 .....	8
7. 税制・税務 .....	10
8. 外国人の居留、就労手続きの改善 .....	10
9. その他日系企業の円滑な活動支援への要望 .....	11

## 《ビジネス環境課題と改善提言の詳細》

### 前年度提言からのレビュー

2016年9月付「中国ビジネス環境改善への提言」につきましては、中国の関係部門のご尽力により、現在までに次の4分野で、要望事項の一部改善が進んでいることが確認されております。

#### ——これまでに改善された主な諸点——

#### 1) 外資参入規制の緩和

##### (1) 外資参入規制の緩和:

- 外資制限・禁止項目（ネガティブリスト）を93項目から63項目に削減。
- ネガティブリスト項目以外の設立・変更は「届出」制に緩和。
- 国务院の通知で規制緩和方針を明確化。

##### (2) 外債枠管理方式の緩和:

- 投注差方式（注1）とマクロプルーデンス方式（注2）の二方式から選択が可能となった。  
（注1）外債を登記簿上の登録資本金と総投資額の差額内に制限する従来からの管理方式。  
（注2）外債上限額をB/Sの純資産額に基づき算出する方式。

##### (3) 行政手続きの簡素化:

- 「ネガティブリスト」対象外の設立・変更届出を電子データ化。
- 「ネガティブリスト」対象外の商務部門での増資、減資手続きを簡便化。
- 企業合併審査手続きで、商務部への事前相談を可能とする法案を検討中。

##### (4) 外国人の就労・居留手続きの改善:

- 2017年の外国人就労許可制度における主な変更点：
  - i) 就業に関する許可が「就労許可」に一本化された。
  - ii) 冊子型「就業証」をカード型「就労許可証」に変更。
  - iii) 一部条件付きで満60歳以上の者の就労許可の取得制限を緩和。
- ハイレベル人材（A類）は公証・認証付無犯罪記録証明の提出を免除。

これらの改善の為に尽力頂いた方々に、改めて感謝申し上げますと共に、未改善、或いは改善途上の課題について、引き続きのご理解と改善ご努力をお願い申し上げ、今年度は更に以下の提言をご提案申し上げます。

## 1. 更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

### ——外資に対する規制全般——

#### 1) 外資の参入規制・活動制限の緩和と会社登記・変更・抹消等手続きの簡素化

- ▶ ネガティブリスト制の導入や、各種規制緩和等により、外資の参入障壁は緩和の方向にあるが、規制産業における外資制限の更なる緩和によって完全な内国民待遇が実現することを期待する。
- ▶ 外資の出資比率や経営範囲の拡大等では、規則上は可能であっても明文化されていない様々な「見えない規制」が政府部門ごとにあるように思われる。透明性の向上と基本原則の徹底を図って頂きたい。
- ▶ 2017年3月以降、企業の登記抹消に関する「簡易手続き」制度が導入されたが、適用には「納税完了証明書」が必要となる為、実態として手続時間、煩雑さは変わらず、依然としてEXITの障壁が高い。急速な発展を遂げた中国の変化に対応する為、外資企業にとっても構造転換が急務であり、投資分野の見直しや新規ビジネスへの取組みが求められている。スムーズなEXITが出来れば、資産入れ替えによる新規投資に繋がり、中国経済にプラスになると考えるので、登記抹消手続きの更なる簡素化と迅速化をお願いしたい。
- ▶ 会社登記の変更届け出手続き、或いは営業執照への経営範囲追加の際に提供する資料が多く、手続きが煩雑であるので、変更登記や届出等については手続きの簡素化・効率化を検討願いたい。
- ▶ 減資、出資権譲渡、合併・分割・清算、等企業再編手続や、単一製造機能企業の移転価格税制運用等、企業再編法制の整備と運用の弾力化をお願いしたい。
- ▶ 都市計画等の理由で止むを得ず強制的な工場移転が求められる場合には、事前の十分な情報開示、準備期間の設定、適正且つ迅速な補償の履行を行い、同時に各種操業許可の更新がスムーズに行われるような配慮を頂きたい。
- ▶ 行政区を跨る事業所の移転・撤退等に際し、税務署による発票の発給遅延や、過去に遡った徹底的な税務調査等で手続き遅延が生じないように、円滑な手続きの仕組みを構築して頂きたい。

#### 2) 外国為替・金融規制の緩和

- ▶ 外国為替・金融取引に関する規制は順次緩和の方向にあったが、2016年末から2017年初に掛けて、海外送金や外貨取引の手続きが突然制限され、企業の資金計画や対外決済に影響が生じた。その後、これらの制限は再度緩和の方向に転じたが、自由化、規制緩和に逆行する動きは企業の投資意欲を損なうものであり、外貨管理政策や、金融機関での行政認可プロセス等の明文化、明確化、迅速化を図

ると共に、規制緩和・自由化に向けた不断の努力をお願いしたい。

## ——主な産業における規制緩和——

### **1)建設・不動産業における規制緩和**

- ▶ 外資による不動産投資会社設立の認可並びに、地域によって異なる、建設業関連の法規制や制度の整理・統一化をお願いしたい。また、不動産業合弁会社の減資・清算手続きの明確化、及び簡素化・迅速化を願いたい。
- ▶ 外資系建設会社が競合上不利となる、外資企業に対する受注制限条件や実質的な建築資格の取得制限等を解消して頂きたい。
- ▶ 地方工事において、地元政府が明確な法令の根拠なく建設業者に対して行う、分公司設立要求や地場納税等の行政指導、及び分公司設立時に差し入れた保証金の返還時に課せられる工事受注制限期間を撤廃して頂きたい。
- ▶ 大都市中心部等店舗物件が希少で賃料が高騰している地区では、不動産物件の用途変更が容易にできる様にして頂きたい。また、中小企業は住宅での登記ができるようにして頂きたい。

### **2)コンテンツ産業における規制緩和**

- ▶ 映画、音楽、ビデオ、ゲーム等コンテンツ産業における内容審査では、オンラインとその他の媒体で担当省庁が異なり、同一コンテンツでも別個に審査を受ける必要があるが、審査基準が明確でなく、指摘もばらばらである。中央の審査部門を1か所に集約すると共に、審査基準をより透明性のあるガイドラインとして明文化願いたい。

### **3)化学品業界における規制緩和**

- ▶ 化学品の安全管理や品質確保に関する法律・法規が合理的な規準に基づいて整備・改善され、公平かつ円滑に運用されるように求める。特に実施細則や運用方針が明確にされていない、危険化学品の物理危険性鑑定機関と鑑定免除物質リストの早期整備が望まれる。また、危険化学品の登記、環境規制の適用、新規化学物質の試験等について、統一的運用や公平性・透明性の向上を願いたい。
- ▶ 化学品生産工場の削減政策に際しては、化学品や危険物関連規制の個々の実情に基づき、企業の経営実態に配慮した漸進的・合理的な実施を要望する。

### **4)医薬品業界における規制緩和**

- ▶ 2015年8月公示の「医薬品・医療機器の審査承認制度改革方針」を受けて今後の審査期間短縮に期待すると共に、日本が行っている「申請前相談制度」の導入を検討願いたい。

- 日本で承認済の医薬・医療製品については、中国内販許可取得（臨床試験等）手続きの簡略化や期間短縮化の対応をお願いしたい。
- 再生医療や免疫治療は、国の重点投資分野だが、当該分野のビジネスは一昨年に法制度の不備を理由に規制対象となったまま、具体的な法整備等の進展がない。突然の規制方針で、多くの内資企業・外資企業が影響を受けており、早期の法整備と解禁を希望する。

## **5)医療機器業界における規制緩和**

- 各種制度整備が進んでいるが、審査官の理解不足や運用上の理由で混乱が生じている。更なる審査期間短縮の為に、日本が行っている「申請前相談制度」の導入を検討願いたい。
- 日本で承認を取った医薬・医療製品については、中国内販許可取得（臨床試験等）手続きの簡略化・期間短縮化の対応をお願いしたい。
- 医療機器の入札管理につき、①入札毎に異なる登録手続きの統一化と簡素化、②不定期で予測不能な入札時期の計画開催化、及び③入札開催までの入札外販売特別枠の設置、を検討頂きたい。

## **6)化粧品業界における規制緩和**

- 現在、「化粧品監督管理条例」の制定が検討されているが、日本の制度とも親和性の高い法規となるように希望する。特に医薬外部品に関する審査基準及び審査方法は、日本同様、安全性リスクと効能の両面から審査する制度を導入するよう提案する。
- 化粧品の許可申請の判断レベルの不均一や、更新申請における審査遅延のような事例があるので、行政の各レベルにおける判断基準の統一化や、継続的な効率性向上と処理速度の改善をお願いしたい。
- 成分規制変更や CFDA の審査基準見直し等で一部化粧品類の輸入遅延が発生しているので、規制緩和や見解の統一等承認申請等輸入手続きの簡便化、早期化をお願いしたい。

## **7)食品業界における規制緩和係**

- 2015年10月に改正され規制が強化された食品安全法の細則が不明瞭である為、企業が同一の対応を図れるよう、細則を策定、明示頂きたい。
- 日本産農水産品および食品関連の輸入規制緩和、特に東日本大震災以降認められていない日本の1都9県関連商品について、早期の輸入解禁を希望する。
- 成分規制の変更や CFDA の審査基準見直し等で一部食品の輸入が不可となっているので、実態を確認の上、規制緩和や見解の統一等、輸入申請手続きの簡便化、早期化をお願いしたい。

## 2. 知的財産権保護の徹底・拡充

- 日中両国の発展には次世代先端技術の交流が重要になるが、その前提となる知的財産の保護とその徹底をお願いしたい。
- 知的財産関連の行政審決、法院判決の審理内容には公開されないものがある。情報公開の迅速化と更なる公開の促進により透明性の担保を図って頂きたい。また、法院の審理では、直前の期日指定等で外資企業が多大な負担を強いられることがあるので緩和措置を要望する。
- 現行の法制度では対応が難しい商業秘密保護関連の法整備や、模倣品・権利侵害品に対する訴訟前・訴訟中の証拠保全手続き等を確立願いたい。
- 税関での模倣品・海賊版取り締り情報（侵害品の輸出入者情報等）を、より広範囲に、速やか且つ詳細に開示頂くと共に、中国の司法・行政機関が他者ブランドの流用や模倣品・海賊版販売に対して、明確な指導方針を打ち出し、企業並びに顧客の権益保護を推進、対応するようお願いしたい。
- 外国の著名商標の保護につき、外国における著名性、商標標識の顕著性を考慮した審査を行うとともに、類否判断で異なる商品役務区分の著名商標を含めた判断を行って頂く等、第三者による不公正な使用・登録・輸出（OEM 製造）を排除する仕組みの整備を進めて頂きたい。

## 3. 日中社会保障協定の早期締結

- 2011年7月施行の社会保険法で、外国人の中国での社会保険強制加入が規定されたが、中国と日本での二重納付を避ける為に、日中社会保障協定の早期締結を希望する。また、北京市等一部の直轄市・地方政府では既に強制加入が実施されているが、協定締結・発効までの間は、社会保険料納付を免除する等の経過措置をお願いしたい。

## 4. 情報セキュリティ

- 研究・技術開発業務ではインターネットの使用環境は極めて重要であり、VPN 規制の緩和等、世界標準並みの規制緩和をお願いしたい。
- 2017年6月施行の「中国サイバー・セキュリティ法」で、サイバー・セキュリティのレベル別保護制度の実施、関連国家規格への適合、システムのサプライヤーに対するサービス継続義務等が規定されると共に、公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、金融、その他の重要情報インフラに対して、重点保護の実施や運営者に対する中国国外へのデータ提供の制限等が規定された。具体的な内容は今後制定される細則等で明確化されると理解しているが、その制度設計・運用に

当たっては、企業内のデータ通信等が安心して行われ、クラウドサービス等の新しいビジネスが展開しやすくなる等、日中両国企業のグローバルな経営活動が妨げられることがないようにお願いしたい。

## 5. 環境規制への対応

- 環境規制の急速な強化が生産活動継続の大きなリスクとなっている。環境規制に関する今後の方針・計画を明示頂くと共に、最新の規制内容は、正確かつ速やかに開示・連絡願いたい。また、急な環境規制導入に際しては、対応の為に一定の猶予期間を設定願いたい。
- PM2.5 濃度に応じた指定規制業種では、排出対策に取り組んでいる工場にも一律に生産停止措置が課されてしまう。過剰な規制で企業が事業機会を失したり、過度な負担を強いられないよう、バランスの取れた環境規制への取り組みを要望する。また、環境対策が進んでいる会社に対する優遇措置や、公正な排出権取引ルールの方針策定をお願いしたい。
- 工業園区、環保局等管轄機関毎に環境汚染に関する提出資料が異なり、また、環境立ち入り検査でも各行政レベル毎の見解が異なる。判断基準の統一や、効率性と処理速度の改善が望まれる。
- 環境規制の強化に伴い、専門業者の操業停止が発生し、廃棄物取扱業者数や一社当たりの取扱量が減少している為、各地で産業廃棄物の処理が滞る状況になっている。できる限り早期に適切な廃棄物処理ができる環境を整えて頂くようお願いしたい。

## 6. 貿易・関税

### 1) 政府調達市場における公平性・公開性の改善

- WTO 政府調達協定(GPA: Government Procurement Agreement)への加盟交渉は、2014年に第6次改訂オファーを提出する等、中国政府の継続した加盟への取り組みを評価する。しかしながら、政府調達の対象リストや調達基準額の引き下げが不十分で加盟は実現しておらず、今も輸入品や外資企業の製品が中国の政府調達で排除される場合があるほか、米国、EUの公共調達では中国を念頭に置いた制裁条項が検討されている。こうした問題を解決する為、中国の早期GPA加盟実現を希望する。
- 大型商業プロジェクトの公開入札は情報開示期間が短く、情報不足で参加できない外資企業がある。政府管理下の入札では、内・外資企業間の公平性・公開性を確保して頂きたい。



- 「省エネ製品政府調達リスト」及び「エコマーク製品政府調達リスト」のいずれにも、輸入製品が入っていない状態が続いている。公平な競争環境を確保し、輸入製品への制限の撤廃を要望する。また、環境保護及び気候変動対策に貢献する物品について関税撤廃を目指す環境物品協定（EGA: Environmental Goods Agreement）交渉の早期再開・妥結を要望する。

## **2)日中韓 FTA、RCEP 交渉における政府調達章の追加**

- 日中韓 FTA や RCEP の交渉が始まり、物品貿易や投資等、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が 政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止等、副次的な効果も高い。RCEP および日中韓 FTA 交渉に政府調達章を入れ、複数の協定で交渉を行うことで、高いレベルで地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを希望する。

## **3)FTA 原産地証明書取得要件の透明性確保**

- ASEAN や中南米各国（チリ、ペルー等）向けに FTA を利用する為の原産地証明書を取得する場合、商検局が FTA の条文とは異なる、或いは、条文に記載の無い独自の要求を行う為に FTA が利用出来ない、或いは FTA 利用に遅れが生ずる事例がある。例えば、ASEAN-中国の FTA では、原産地証明書に記載する HS コードは輸入国の HS コードに従う旨の規定があるが、東莞や惠州等中国各地の商検局では中国の HS コードを記載するよう要求している為、条文違反で FTA を利用出来ない、或いは、商検局との修正交渉に時間を要し FTA 利用が遅れる場合がある。中国中央政府から各地の商検局に対して、条文遵守の指導徹底を要望する。
- 中国-コスタリカ FTA を利用する際、中国の原産地証明書申請システムの制限から、インボイスの日付が出港日以降となる第三国発行のインボイス日を記入できず、輸入国での通関に使用できないことがある。協定で第三国発行のインボイスを利用することは認められており、国家質量監督検査検疫総局にシステムの改善を要望する。

## **4)ロイヤルティ関税調査**

- 近年、ロイヤルティ関税調査が強化されているが、課税要否判断の根拠・基準が税関から開示されない。企業の主張・説明に対して、税関が同意しない場合も理由を明確にせず、一方的に主張・説明の立証を求められる為、企業の負担が増大している。ロイヤルティ関税調査の透明化を希望する。

## **5)輸出管理制度**

- 中国で導入準備中の輸出管理法について、その制度設計・運用に当たっては、企業のグローバルな経営活動の負担にならないようお願いしたい。

## 7. 税制・税務

- 中国では、特に税制関連の法令が予告無く突然公布され、且つ、過去に遡って適用される、或いは、地方や担当者毎に解釈や運用が異なる、等で対応に窮することがある。法令・制度の制定や、解釈・運用の変更等は、十分な周知・準備期間を設けると共に、遡及適用は避けて頂きたい。また、税務関連法令・制度の運用・解釈、或いはその方針等は、全国の税務当局の見解を整理して頂き、共通認識に基づく公平・同等な運用をお願いしたい。
- 中国における日中二国間の相互協議（APA：Advance Pricing Agreement）制度の申請先は、市及び自治州以上の税務機関だが、一つの APA に複数の確認対象法人が含まれる場合には、国家税務総局が主体的に関与して支援・指揮を行うことになっている。この場合、両者間の調整に長期間を要し、その間 APA の申請自体ができない。APA 窓口の一本化、もしくは、国家税務総局の積極的かつ主体的な調整による手続きの迅速化を願いたい。併せて、APA 申請期間中は、地方当局による移転価格税務調査を停止して APA 審査を優先すること、及び日中両国政府間での相互協議において、APA がよりスピーディーに合意されるよう行政リソースの増強をお願いしたい。
- BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）対応の為の過重な情報提供義務を緩和して、OECD のガイドラインに準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行が行われるよう要望する。
- 2013 年以降可能になった中国子会社から中国外親会社へのクロスボーダー資金預入で、中国内子会社が国外関係者より受け取る利息には、企業間取引として増値税が課されている。クロスボーダー貸付、及び中国内における委託貸付の利息に課せられる増値税の廃止を検討願いたい。
- 組織再編に伴う株式譲渡益課税の免除等組織再編税制の整備と緩和を要望する。

## 8. 外国人の居留、就労手続きの改善

- 2017 年 4 月より全国で施行された外国人就業許可の新制度において、一定の改善措置が講じられたが、運用面でなお以下の課題があるので、引き続きの改善努力をお願いしたい。
  - ① 各地の公安・労働主管機関ごとに手続きの運用、基準が統一・徹底されていない。
  - ② 中国国内の転勤で「無犯罪記録証明書」の再提出が必要になる。
  - ③ 手続き中のパスポート預かり証で各金融機関での口座取り扱いができない。
  - ④ 居留許可証の有効期限について、具体的な設定指針が不明である。

## 9. その他日系企業の円滑な活動支援への要望

- 日系企業クラブとの意見交換会等を通じて日系企業と行政当局との対話を促進し、日系企業が中国の社会・経済の発展に貢献できる展示会や商品即売会の開催等、さまざまな形の支援を頂きたい。
- 各地の日系企業クラブの円滑な活動支援の為、会費等の発票を発行出来るように非営利法人としての認可をお願いしたい。
- 「消費者権益保護デー」に事実無根の誤報道により日本製商品の販売が影響を受ける事態があった。情報化の進む中国ではメディアの影響力は重大であり、正しい情報伝達がビジネス環境の基盤となることを期待する。

以上